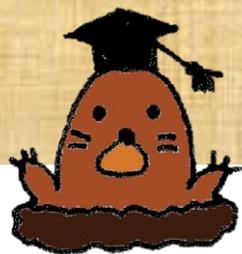


# 令和6年度社会福祉法人集团指導資料



## 1. 運営

- ① 評議員、役員(理事・監事)の選任要件について
- ② 評議員会・理事会の『決議の省略』の運用について
- ③ 公益事業、収益事業の定義(考え方)について

## 2. 会計経理

- ① 寄附金、寄附物品の取扱いについて
- ② 国庫補助金等特別積立金について
- ③ 純資産の制限について(社会福祉充実残額の考え方)

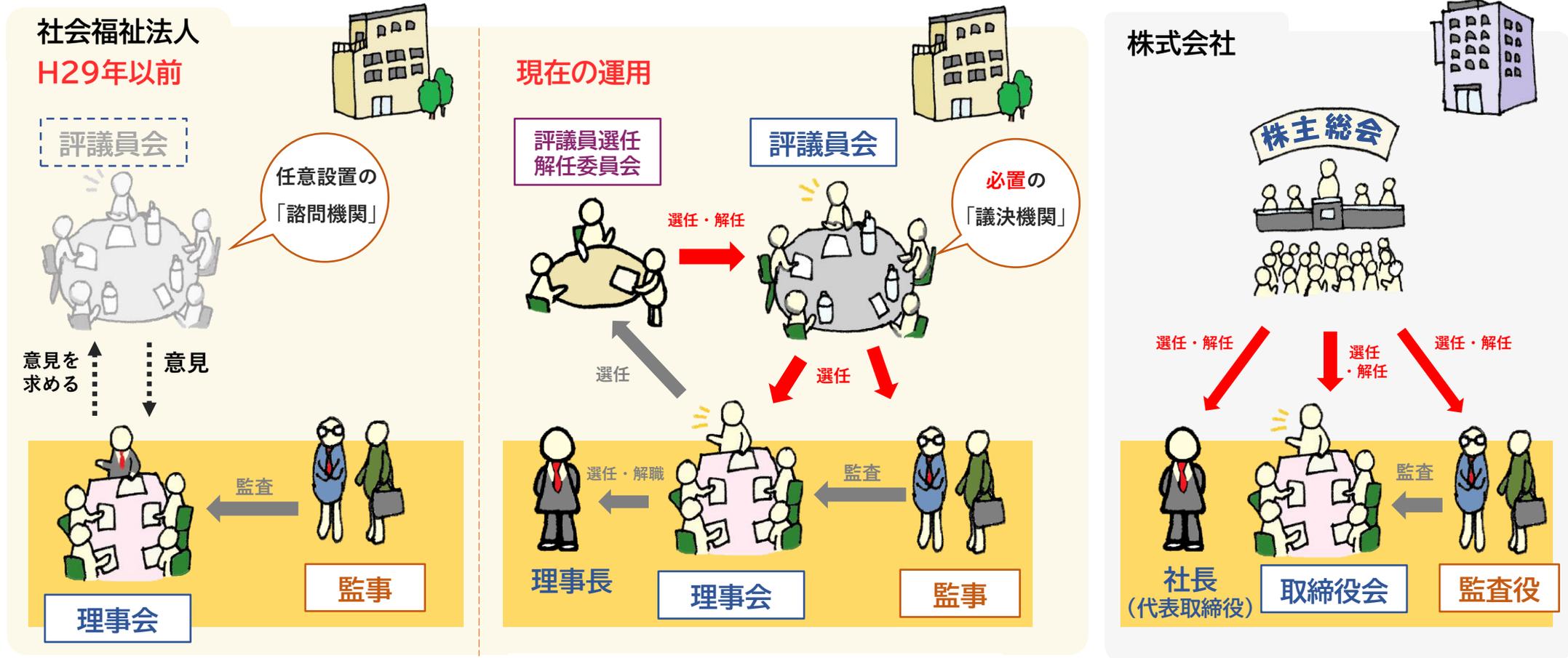
## 運営： ① 評議員、役員（理事・監事）の 選任要件について

- ◆ 法人組織としての「相互けん制」の仕組みについて改めて確認します
- ◆ 社会福祉法で規制されている「**評議員・役員に含まれてはならない特殊関係者**」の要件を改めて確認します
- ◆ 評議員等の任期の始期と終期についての考え方も改めて周知します。



# 組織の相互けん制の仕組み

…法人の経営陣



法人の経営陣に対する「けん制力」



- ・ 株主は「保有する株数」により、経営陣への影響力が強くなります ⇒ 「出資したお金の額」が「影響力」に直結
- ・ 株式会社は、経営陣と完全に分離した『株主総会』により強いけん制を受けます
- ・ 社会福祉法人は、『株主総会』にあたるけん制組織を持たないので、**「国民の代表」として「評議員」を選び、けん制組織としています** (H29年の社会福祉制度改革で、**「けん制力」を強化した現在の体制**になりました)

# 社会福祉法上の「特殊関係者」とは・・・

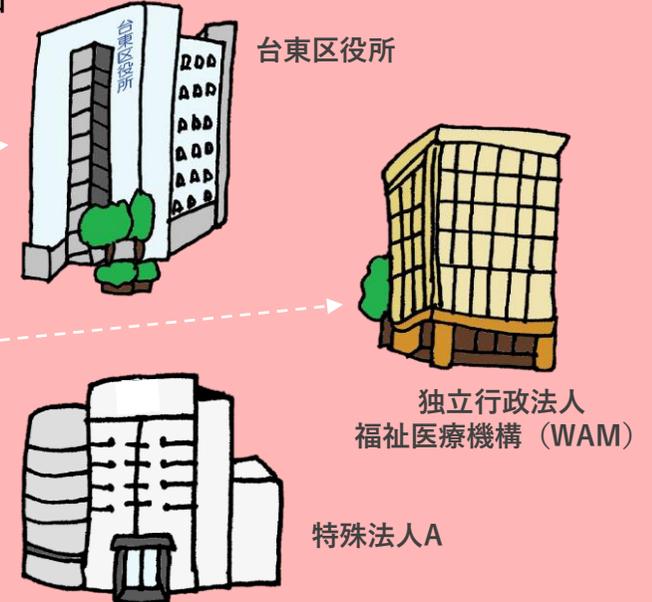
## 社会福祉法上の「特殊関係者」

### 【特殊関係者の要件】

- ① 配偶者
- ② 三親等以内の親族
- ③ 事実婚姻関係者
- ④ 使用人
- ⑤ 当該評議員等からの援助で生計維持している者
- ⑥ ③～⑤の配偶者
- ⑦ ③～⑤の三親等以内の親族で同一生計の者
- ⑧ 当該評議員等が役員を務める別団体（社福以外）の役職員
- ⑨ **国の機関・地方公共団体等の職員** ※

※要件：以下の「同一団体」の職員が当該社会福祉法人の評議員等の総数の1/3を超える場合

- ・国の機関
- ・地方公共団体
- ・国立大学法人
- ・大学共同利用機関法人
- ・独立行政法人
- ・地方独立行政法人
- ・特殊法人
- ・認可法人

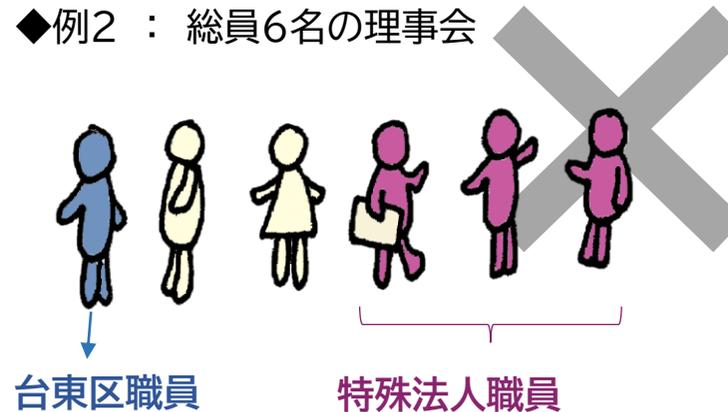


### ◆例1：総員7名の評議員会



総数：7名 ⇒ **3名以上**で1/3に該当  
「地方公共団体」「独立行政法人」「特殊法人」の職員等がそれぞれ含まれていますが、3名以内なのでセーフです！

### ◆例2：総員6名の理事会



総数：6名 ⇒ **3名以上**で1/3超に該当  
特殊法人職員は3名含まれているので、互いに「特殊関係者」に該当するので誰か1人理事にはなれません！

# 評議員等の任期の始期・終期の考え方

	任期の始期	任期の終期	
		一般的な満了日	その他
評議員	選任された日 = 評議員選任・解任委員会の日(可決日)	始期から数えて4年以内に終了する最終の会計年度に関する定時評議員会の日	退任届が受理された日、死亡日 など
役員	選任された日 = 評議員会の日(可決日)	始期から数えて2年以内に終了する最終の会計年度に関する定時評議員会の日	

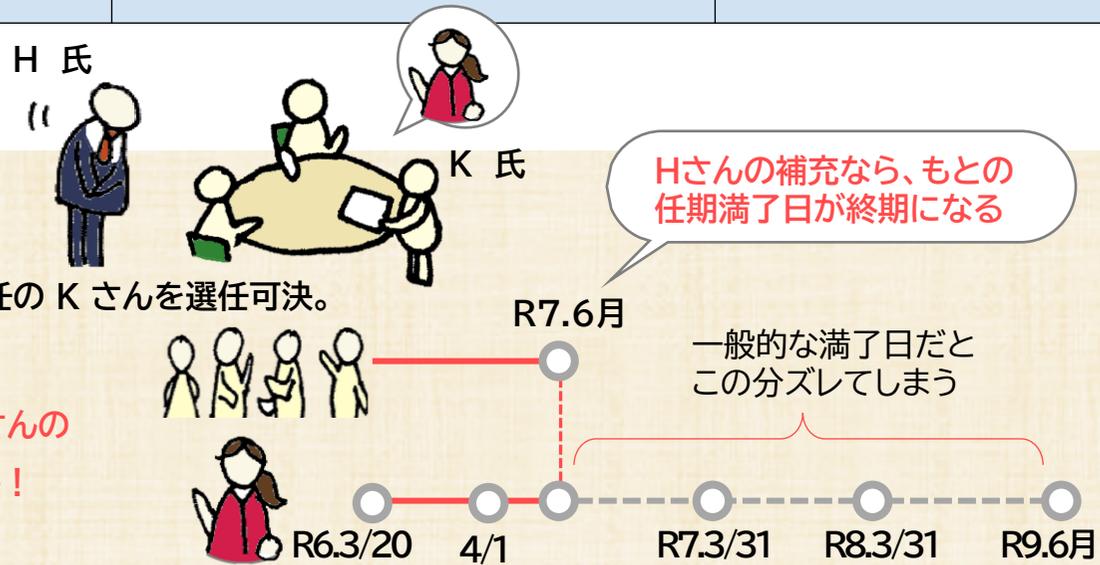


## 「年度末」の選任に注意

### 事例

理事の H さんがR6.2.14に退任を申し出る  
 それを受けてR6.3.20に「評議員会」を開催、後任の K さんを選任可決。  
 K さんの任期は他の理事とズレる？ズレない？

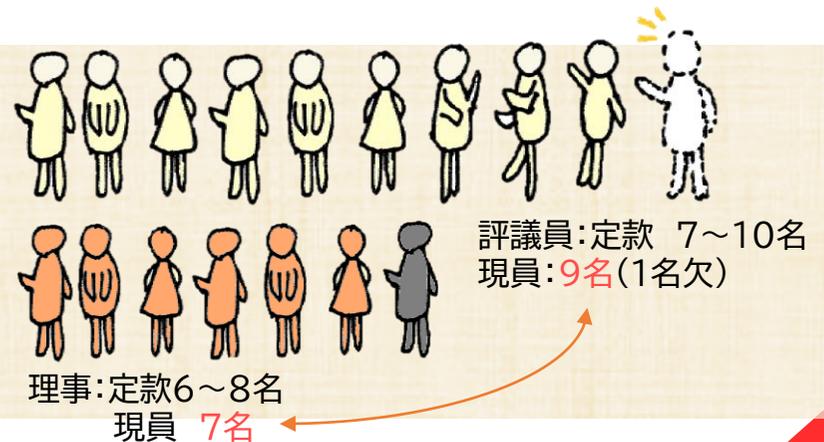
「Hさんの補充」として選任すれば、もともとのHさんの  
 任期を引き継ぐので他の理事と任期がズレません！  
 ⇒ 選任手法と就任承諾書の仕様に注意



## 「欠員」が発生してしまった場合は？

評議員の場合 ... 定款で定めた理事の人数および現任の理事の人数を超えて  
 いればすぐに指摘にはならない

理事の場合 ... 定款で定めた理事の人数に満たない場合  
 定款で定めた数の1/3の欠員があるのに何もしていない場合  
 ⇒ **すぐに指摘になります**



## 運営：② 評議員会・理事会の「決議の省略」 の運用について

- ◆ 「決議の省略」(みなし決議)の考え方について改めてポイントを確認します
- ◆ 「決議の省略」はあくまでもイレギュラーな場合に対応するために設けられている仕組みであり、**効率性のみを重視すると評議員会・理事会の形骸化につながるので注意が必要です**
- ◆ よくあるケースについて具体的な運用方法を確認します  
定時評議員会と同日に理事会で理事長の選任を「決議の省略」で行う場合



## 「決議の省略」(みなし決議)とは?

あらかじめ、議案を全メンバーに対して見てもらい、「全員の同意」が得られれば、「評議員会等」を開催しなくても『決議が成立』したとみなされること。

### 通常開催(対面開催)



### 決議の省略



## ⚠️ ATTENTION

### 「決議の省略」≠ 書面決議

決議の省略は全員が同意したことにより、結果的に対面開催せずに「決議があったとみなされること」です。

社会福祉法人では、H28年の改正社会福祉法にて書面による議決権の行使(書面決議)が禁止されています。  
(H28.11.11留意事項通知 第4章理事会(2)イ)

### 「決議の省略」は臨機的なもの

社会福祉法人は、その公立性や中立性を保つために議論を尽くして運営されることが望ましいです。

「決議の省略で議決できる内容」に法令上の制限はありませんが、法人運営に影響を及ぼさない定款の一部変更など、全員が同意できるようなもののみで運用するのが望ましいです。

**対面開催が原則である**ということを念頭に「決議の省略」を運用するようにしてください。

理事会・評議員会が適切に機能し、**形だけになってしまわないように**気を付けましょう!



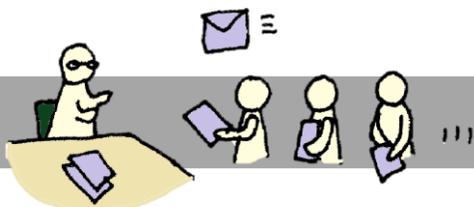
# 「決議の省略」を行う際に注意すべきポイント

「決議の省略」の大まかな流れ

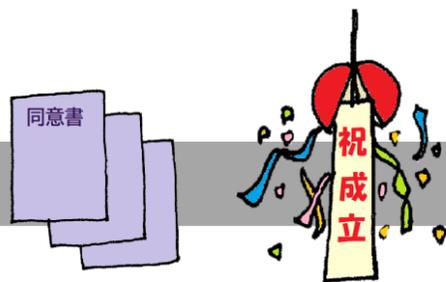
① 提案書 + 資料の送付



② 同意書(確認書※)の回収



③ 決議の省略の「成立日」



④ 議事録の作成&保存



**Point**

前提：「定款」に定められているか

**Point**

議案の内容は具体的なものか？

例) 定款変更なら、修正の新旧対照表を資料として添付するなど

**Point**

同意書の日付・氏名を印字していないか？

日付や氏名はメンバーの意思表示を確認するための大切な情報です。

法人側でコントロールしているように見えないようにしましょう！



**Point**

同意書は書面か電磁的記録でもらう！

口頭での意思表示はNGなので注意しましょう



**Point**

全員の同意書の最後の同意日 = 成立日

**Point**

議事録に必要事項は記載されているか？

- ・ 決議を省略した事項の内容
- ・ 決議の省略を提案した者の氏名
- ・ 決議があったものとみなされた日(成立日)
- ・ 議事録作成者の氏名

# よくあるケースについて

**事例** 評議員と役員ダブル改選のケースで、理事長の選任のみ「決議の省略」で執り行う

- ▶ R5年6月20日 評議員選任・解任委員会で 評議員を選任
- ▶ R5年6月20日 定時評議員会で 役員(理事・監事)を選任
- ▶ R5年6月20日 理事会で理事長を選任(決議の省略)

5月中旬頃

① 理事会

評議員候補者を推薦



6月20日

① 評議員選任・解任委員会

評議員選任



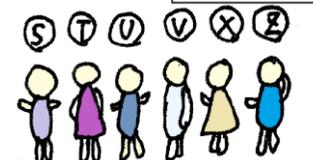
定時評議員会までは  
旧・評議員の仕事なので注意!

② 定時評議員会

旧・評議員



理事選任



③ 理事会

決議の成立



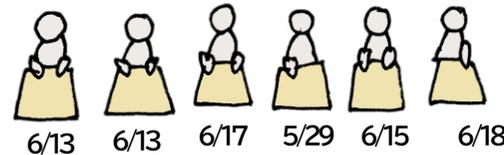
◎氏が理事長に就任

理事長選任

理事会決議の省略の  
提案書送付



同意書の回収



6/20の定時評議員会で「理事」に選任された場合、理事長を◎さんにすることに同意するかどうか

※6/20までに同意書を提出してもらう

本来であれば、同意書の最終日が「決議の成立日」となるので、事例では6/18になるはずですが、『定時評議員会で理事として選任されてから』という条件が付いているので、「決議の成立日」は6/20になります

## 運営：③ 公益事業、収益事業の定義（考え方）について *Summary*

- ◆ 公益事業と収益事業の社福における位置づけについて改めて確認します
- ◆ 「地域公益事業」と「地域における公益的な取り組み」とのちがいを押さえます
- ◆ 収益事業の定義について改めて確認します
- ◆ 定款への記載条件、会計の区分条件について整理します

新規事業を行う場合は、あらかじめ指導検査係へご相談ください！

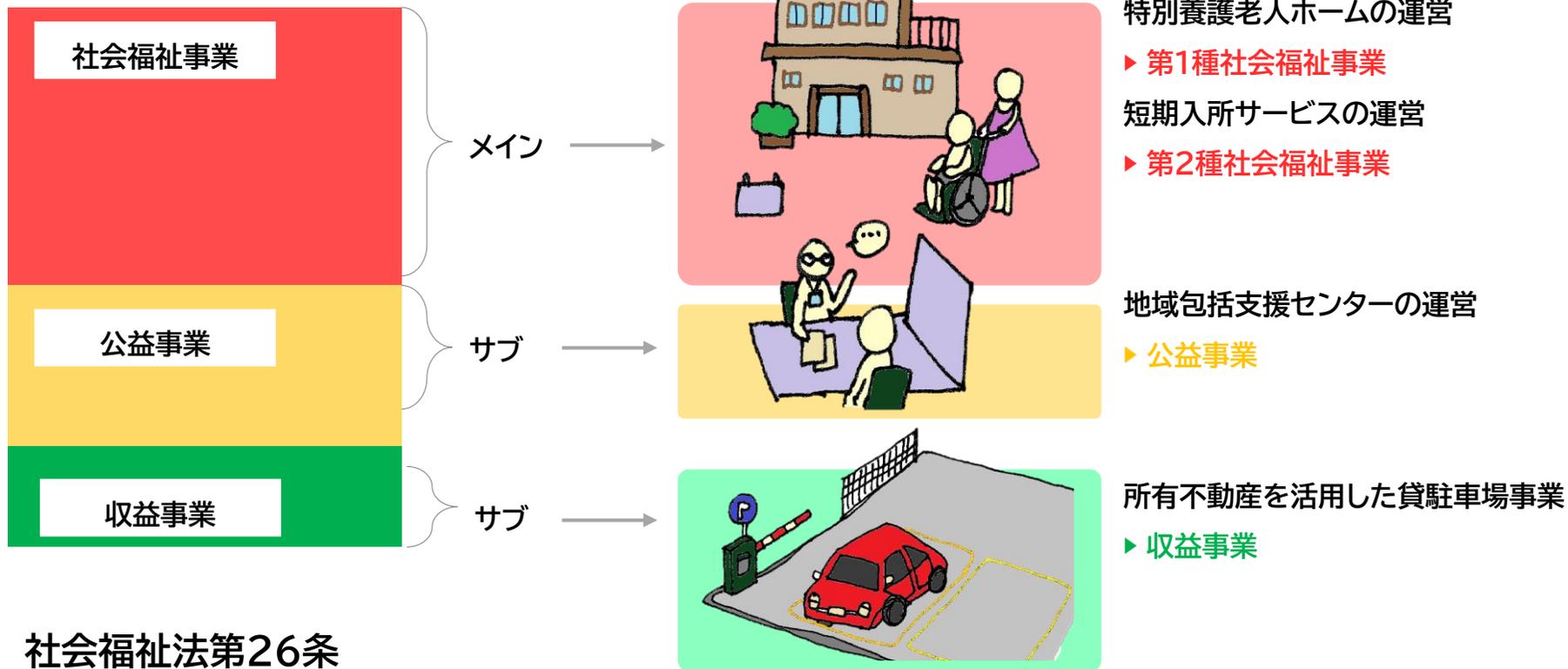


# 公益事業と収益事業の杜福における位置づけ

社会福祉法人は、法に定められた「社会福祉事業」を実施することが原則です。

社会福祉事業の規模を超えず、支障をきたさない範囲で『公益事業』と『収益事業』を実施することが認められています。

イメージ：特別養護老人ホームを運営する法人の場合



## 社会福祉法第26条

社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業(公益事業)またはその収益を社会福祉事業もしくは特定の公益事業の経営に充てることを目的とする事業(収益事業)を行うことができる。

2 公益事業又は収益事業に関する会計は、それぞれ当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。



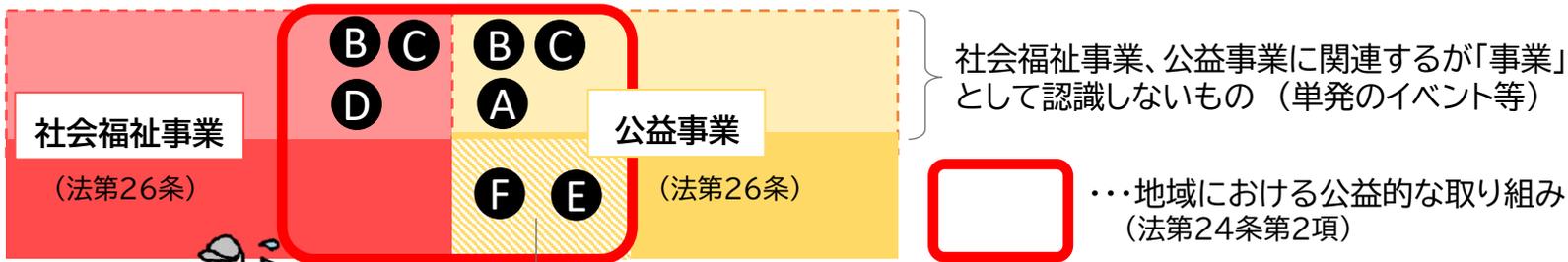
## 「地域公益事業」と「地域における公益的な取り組み」

H29年の制度改革を受け、社会福祉法人は「**地域における公益的な取り組み**」の実施が義務付けられました。

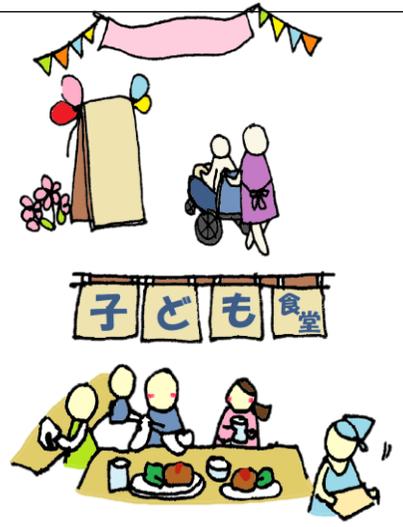
「地域における公益的な取り組み」とは、事業所や施設の利用者だけでなく、地域に暮らす人々のニーズに応える取り組みを指します。

また、公益事業のうち、「地域における公益的な取り組み」に該当するものを「**地域公益事業**」と呼び、社会福祉充実残額が発生した場合、優先的に資金投下する事業として区分しています。

	定義/要件	定款記載	具体例
<b>地域における公益的な取り組み</b> ※「事業」でなくてもOK	以下①～③の要件すべてを満たす ①社会福祉事業・公益事業の実施にあたり提供される ②日常生活・社会生活の支援を必要とする者が対象である ③無料または低額な料金で提供される	単独で記載しなくてよい場合あり	・ボランティア育成支援…… <b>A</b> ・イベント実施 …………… <b>B</b> ・環境美化活動 …………… <b>C</b> ・買い物支援サービス……… <b>D</b> ・配食サービス…………… <b>E</b>
<b>地域公益事業</b>	①公益事業 ②③は地域における公益的な取組と同じ	社会福祉事業と一体的に行われるもの以外は記載が必須	・子ども食堂 …………… <b>F</b>



地域公益事業 (法第55条の2第4項)



# 収益事業の定義

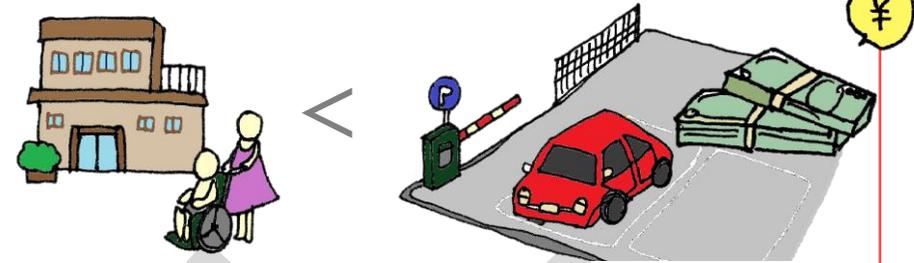
一定の計画のもとに収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であり、社会通念上事業と認められる程度のもの

## Point

以下①～⑤をすべて満たすと法人の定款上は「収益事業」として取扱う必要があり、計算書類上も区分する必要があります。

- ① 計画性があるか
- ② 継続性があるか
- ③ 収益を得ることを目的としているか
- ④ 社会福祉事業の規模を超えていないか
- ⑤ 審査要領に規定する要件を満たしているか

④社会福祉法事業の規模を超えてしまう場合



特養運営収益:3000万円

貸駐車場収益:5000万円

⇒ そもそも「事業」としてできない!

⑤社福の審査要領に規定する要件 審査要領第1 3(1)

- (1)「法人の社会的信用を傷つけるおそれ」がある事業
  - ① 風俗営業及び風俗関連営業
  - ② 高利な融資事業
  - ③ ①・②の事業に不動産を貸し付ける等の便宜を提供する事業
- (2)社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがある事業
  - ① 社会福祉施設の近くで、騒音、ばい煙等を著しく発生させるおそれがある事業
  - ② 社会福祉事業と収益事業とが、同じ設備を使用して行われる事業

その他 : 単発のイベントで出店の屋台を出し、収益が発生した場合

- ① 計画性 ⇒ あり
- ② 継続性 ⇒ なし
- ③ 収益を目的としているか ⇒ × (福祉のPRのため)
- ④ 社会福祉事業の規模を超えないか ⇒ OK
- ⑤ 審査要領の基準 ⇒ OK

※一定の収益は発生するが、

「収益事業」には該当しない!



④、⑤の要件はNG規定です!



# 収益事業の定義 (法人税法と社会福祉法の解釈のちがい)

法人税法上の「収益事業」 法第2条13

下記34業種に該当すれば、「収益事業」となる。

- |             |        |         |             |
|-------------|--------|---------|-------------|
| ① 物品販売業     | ① 印刷業  | ② 鉱業    | ③ 駐車場業      |
| ② 不動産販売業    | ② 出版業  | ② 土石採取業 | ③ 信用保証業     |
| ③ 金銭貸付業     | ③ 写真業  | ③ 浴場業   | ③ 無体財産権の提供業 |
| ④ 物品貸付業     | ④ 席貸業  | ④ 理容業   | ④ 労働者派遣業    |
| ⑤ 不動産貸付業    | ⑤ 旅館業  | ⑤ 美容業   |             |
| ⑥ 製造業       | ⑥ 飲食店業 | ⑥ 興行業   |             |
| ⑦ 通信業、放送業   | ⑦ 周旋業  | ⑦ 遊技所業  |             |
| ⑧ 運送業、運送取扱業 | ⑧ 代理業  | ⑧ 遊覧所業  |             |
| ⑨ 倉庫業       | ⑨ 仲立業  | ⑨ 医療保健業 |             |
| ⑩ 請負業       | ⑩ 問屋業  | ⑩ 芸能教授業 |             |



## 参考

法人税法上の「収益事業」に該当しないもの

国税庁通知

- (1) 無償の事業
- (2) 障害者等が1/2以上従事している事業
- (3) 実費弁済で行う事業

※税務署長による実費弁済の確認が必要!

## 事例 自動販売機の設置が「収益事業」になるか否か?

Q. 契約時に利益が出ないよう「実費」相当で契約していれば「収益事業」にはならないか?

A. 法人税法の収益事業には該当しませんが、社会福祉法上は「収益を目的とするか否か」で判断するので目的によっては、「収益事業」に該当する可能性があります。

《施設に利用者用として設置する場合》

- 目的 : 利用者の便益
  - 運用 : 実費弁済で利益なし
- ⇒社会福祉法上は、**実費弁済かどうかは関係なく、「収益を目的とするか」否かで判断します。**

このケースは利用者の便益のために自販機を設置しているので、仮に利益があったとしても収益事業には該当しません。



《収益目的で複数拠点に設置する場合》

⇒社会福祉法上は収益事業に該当し、法人税法上も①物品販売業に該当するので「収益事業」となります。

さらに、収益が年間200万円以上になると法人税が発生します!



## 定款への記載条件、会計の区分条件

### 公益事業

サービス種別	例	事業認定	定款記載	会計区分
介護	福祉用具貸与	○	○	○
介護	地域包括支援センター (特養併設)	○	※	不要
介護	居宅介護支援	○	○	○
障害福祉	地域生活支援 (障害者支援施設併設)	○	※	不要
介護	有料老人ホーム	○	○	○

#### ※社会福祉事業と一体的に実施される公益事業

■一体的に運営されているものは、会計区分不要です。  
(ガイドライン3会計管理(3)、会計基準取扱いQA問21)

■なお、定款への記載についても不要との見解が出されていますが、「居宅介護支援」や「地域包括支援センター」は自治体の指定や業務委託を受ける際に、『事業の定款への記載』が確認されることが多いため、定款への記載が必要になる場合があります。

(審査要領第1 2(2))



### 収益事業

例	事業認定	定款記載	会計区分
貸駐車場	○	○	○
自動販売機設置 (収益目的)	○	○	○
自動販売機設置 (収益目的でない)	不要	不要	不要
貸会議室	※	※	※
施設内売店運営	不要	不要	不要

#### ※収益が発生しても、「収益事業」とみなされないケース

判断のポイントは前のページを参照してください。  
審査要領上に規定があるものは以下の3つです。

- (1)法人が使用する設備(会議室など)を外部の者に業務に支障のない範囲内で使用させる場合
- (2)たまたま適当な興行の機会に恵まれて慈善興行を行う場合
- (3)社会福祉施設で、施設利用者のための売店を経営する場合

ただし、内容によっては「収益事業」に該当する場合があります。  
迷ったときはまず指導検査係にご連絡ください!



## 会計： ①寄附金、寄附物品の取扱いについて

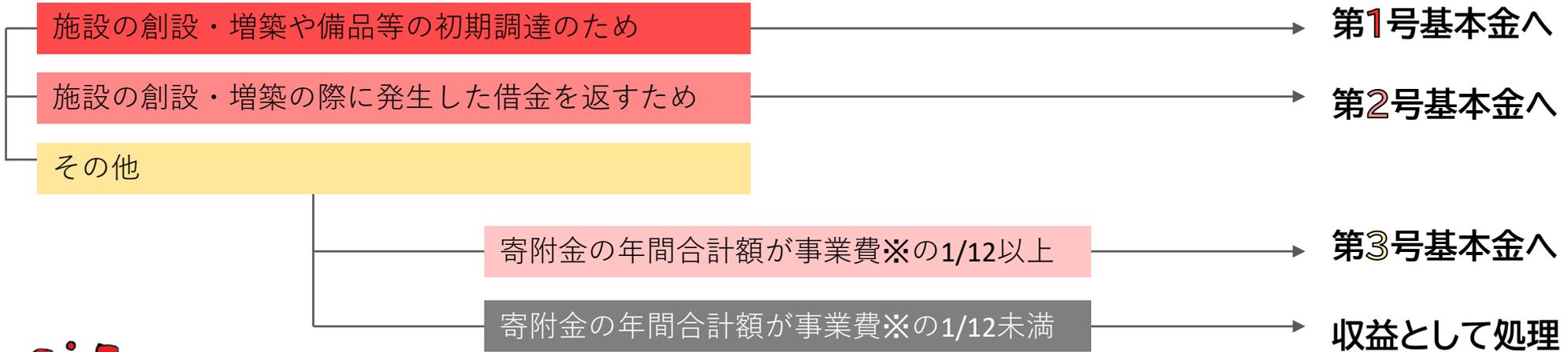
Summary

- ◆ 基本金に組み入れる必要のある「寄附金」について確認します
- ◆ 寄附金を収益として受入れる場合の基本的な手続きについて確認します
- ◆ 匿名の寄附金、物品での寄附を受け入れる場合に注意すべきポイント
- ◆ クラウドファンディングによる資金収集と「寄附金」の考え方の違いについて



# 寄附金の会計処理

① 基本金に組み入れる必要のある『寄附金』とは？ ⇒ 寄附者から**用途が設定されているかどうか**で判断します



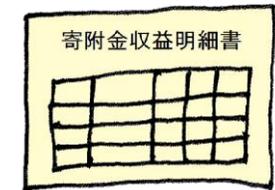
## Point

基本金に計上すると「取崩」は原則できなくなります。取崩できるのは基本金の目的となった施設・備品(固定資産)を廃棄もしくは売却したときに限定され、よほどのことがない限り「取崩」はできないということです。



② 収益として計上するときの手続き

- ▶ 「寄附金申込書」を記入してもらい、寄附金を受領する
- ▶ 「寄附金領収書」を交付する
- ▶ 「寄附金台帳」に記入する
- ▶ 『経常経費寄附金収益』として会計処理する



寄附金申込書

寄附金台帳

寄附金領収書

寄附金収益明細書

金額等の整合性を「実地検査」でも確認しています！

# 匿名の寄附金、物品での寄附を受け入れた場合の注意点

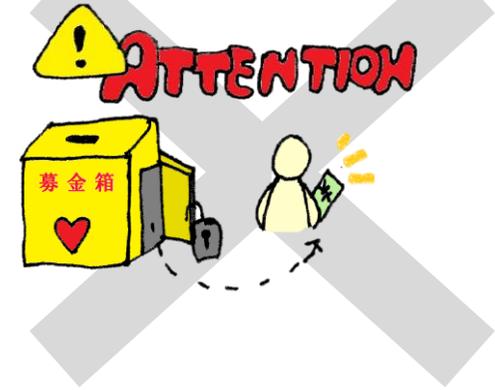
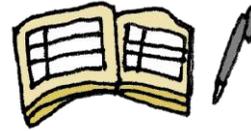
## ①匿名の寄附金 経緯を「寄附金台帳」に記録し、従業員がネコババしていないことを明示できるようにします

匿名で寄附します



寄附金台帳に具体的に記入

- ▶ 9/2 匿名にて100万円の寄附あり  
受領時に職員Rと職員Kの2名で金額を確認
- ▶ 10/11 〇〇祭りの募金 12万円  
募金額を職員LとTで確認した



## ②物品寄附 取得時の時価により会計処理が異なります

固定資産（土地、備品など）

A

固定資産以外の物品

時価評価できる

B

時価評価できない or 不相当

C

例A 時価評価200万円の土地を寄附された場合

《貸借対照表・事業活動計算書》

資産+	<借方>	<貸方>	収益+
	土地 200万円	固定資産授増益 200万円	

《資金収支計算書》 仕訳なし

**Point**

固定資産として貸借対照表にも計上されますが、支払資金の変動はなし『固定資産授増益』という勘定科目を使用します

例B 時価評価3万円の掃除機を寄附された場合

《事業活動計算書》

費用+	<借方>	<貸方>	収益+
	消耗器具備品費 3万円	経常経費寄附金収益 3万円	

《資金収支計算書》

<借方>	<貸方>
消耗器具備品費支出 3万円	経常経費寄附金収入 3万円

**Point**

実際は備品が増えますが、時価換算額を収益として計上し、収益をもとに経費として支出した取扱いになります  
支払資金残高にも影響があります

例C 食品、消毒物品、おむつ等を寄附された場合

《事業活動計算書》 仕訳なし

《資金収支計算書》 仕訳なし

**Point**

即日消費可能な物品は、時価評価が適当でないため、会計処理は行いません

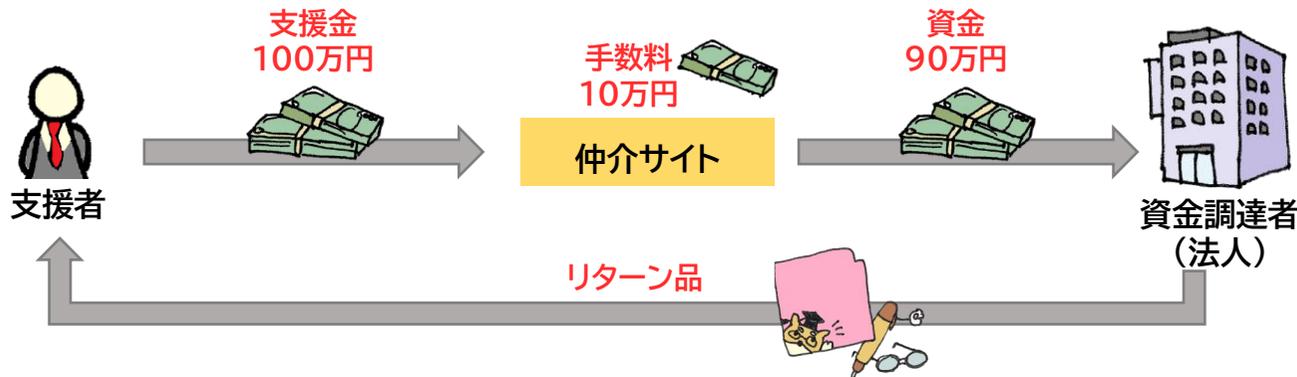
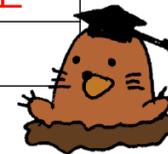


## クラウドファンディングによる資金収集と「寄附金」のちがい

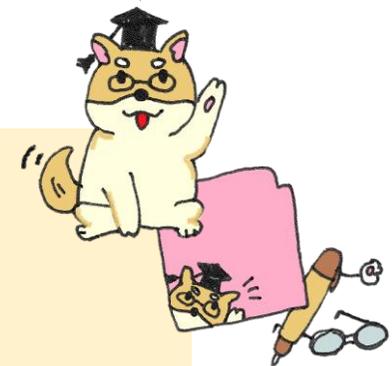
⇒ 「リターン(返礼品)」があるかどうか がポイント

区分	会計処理	取扱い	法人税	消費税
購入型	①リターンなしまたは僅少	寄附の受入れ	課税対象外	不課税
	②リターンあり(継続性あり)	売買取引	課税対象	課税売上
	③リターンあり(継続性なし)	売買取引	課税対象外	課税売上
寄附型		寄附の受入れ	課税対象外	不課税

- ①は収益事業該当なし、
- ②は収益事業に該当かつ消費税は課税、
- ③は収益事業該当なし、消費税は課税となります！



指導検査係  
オリジナルキャラクター:指導犬



### ATTENTION

リターン品としてオリジナルグッズ等を返礼している場合は、グッズの価値等により『売買取引』に該当するとみなされる場合があります。

『売買取引』に該当すると継続性がなく収益事業と認定されなくても、**消費税は課税となる場合があります。**

ポイントは純粋に資金収集の目的(社会福祉事業の継続など)に賛同して支援金を出しているのではなく、リターン品を目当てに支援金を出しているかどうかで判断します。

**リターン品に価値のある物品を想定したクラウドファンディングを行う場合は、注意が必要です。**

## 会計： ②国庫補助金等特別積立金について

Summary

- ◆ 国庫補助金等特別積立金とは何か。(一般企業における「固定資産の圧縮」に該当)
- ◆ ケース1:固定資産(10万円以上)を購入する場合
- ◆ ケース2:消耗器具備品(10万円以下)を購入する場合
- ◆ ケース3:1 種類の補助金で複数の備品を購入する場合



# 国庫補助金等特別積立金とは

固定資産の取得時にもらった補助金の効果を資産の償却期間で均等に反映するための科目

## 1. 国や地方公共団体から受け取った補助金・助成金・交付金

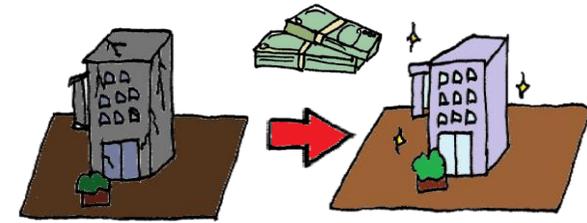
施設整備事業に対する補助金等で、具体的には、固定資産および固定資産以外の備品等の取得を目的とするもの

## 2. 民間公益事業による助成金

施設整備のために中央競馬馬主社会福祉財団、財団法人JKA(旧日本自転車振興会)、共同募金会などから受け取った助成金

## 3. 施設整備借入金の返済補助金等

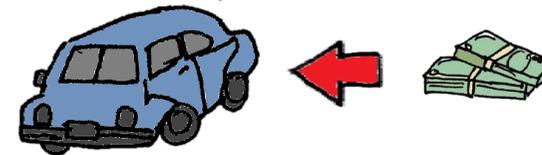
施設・設備の整備のために借入をし、その返済のために受け取った償還(返済)補助金



<参考： 営利法人との会計処理のちがい(固定資産の圧縮記帳)>

事例 120万円のEV自動車を国から1割の補助金をもらって取得した場合

耐用年数：6年 定額法



### 社会福祉法人

《補助金受領》

<借方>		<貸方>	
現金預金	12万円	施設整備等補助金収益	12万円
国庫補助金等特別積立金積立額	12万円	国庫補助金等特別積立金	12万円

《車両購入》

<借方>		<貸方>	
車両運搬具	120万円	現金預金	120万円

《減価償却》 ※2年目以降

法人の費用負担は実質18万円

<借方>		<貸方>	
減価償却費	20万円	車両運搬具	20万円
国庫補助金等特別積立金	2万円	国庫補助金等特別積立金取崩額	2万円

### 株式会社

《補助金受領》

<借方>		<貸方>	
現金預金	12万円	補助金収益	12万円

相殺し収益が12万円マイナス⇒税負担軽減

《車両購入》

<借方>		<貸方>	
車両運搬具	120万円	現金預金	120万円
固定資産圧縮損	12万円	車両運搬具	12万円

《減価償却》

<借方>		<貸方>	
減価償却費	18万円	車両運搬具	18万円

※結果108万円で車両を取得したことになるので、減価償却費も108万円÷6年=18万円で計上

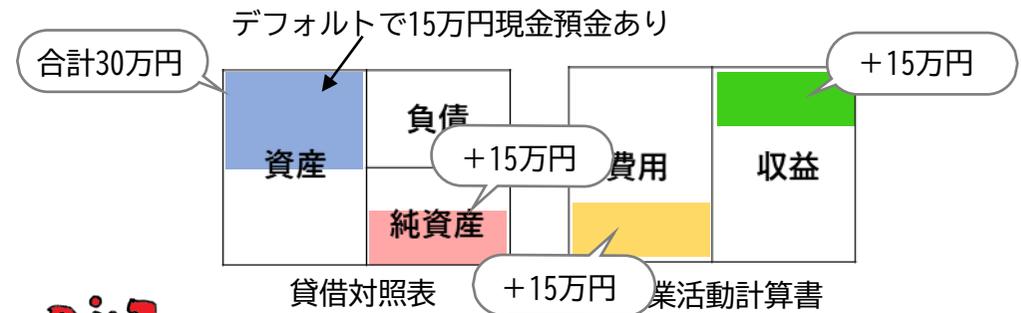
# ケース1：固定資産（10万円以上）を購入する場合

事例 30万円の蓄電池購入について国から1/2の補助金が交付された場合



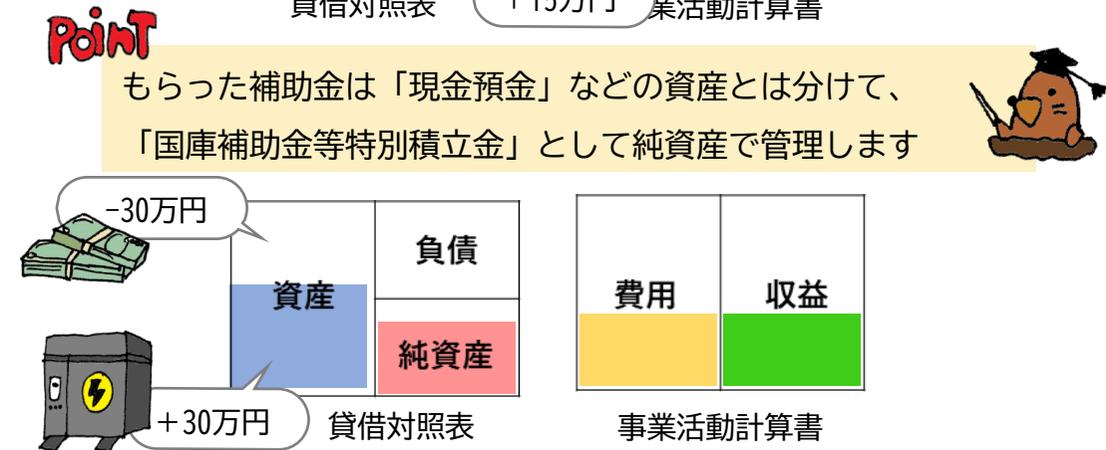
## (1) 補助金受領

<借方>		<貸方>	
現金預金	15万円	施設整備等補助金収益	15万円
国庫補助金等特別積立金積立額	15万円	国庫補助金等特別積立金	15万円



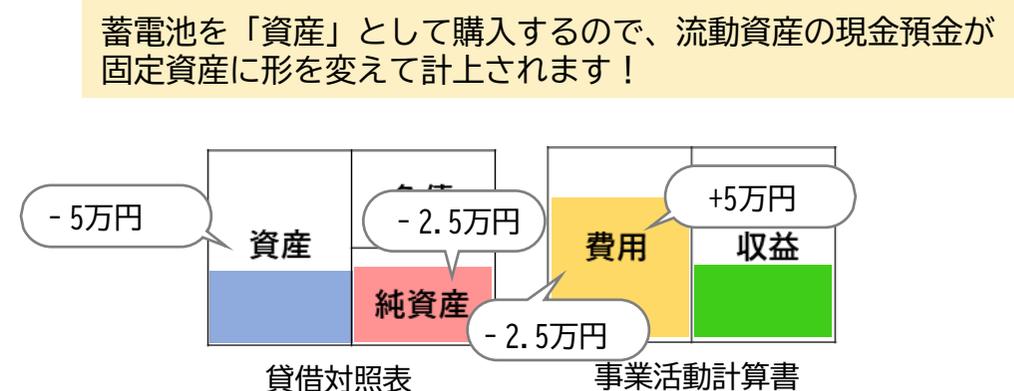
## (2) 蓄電池購入

<借方>		<貸方>	
器具及び備品	30万円	現金預金	30万円



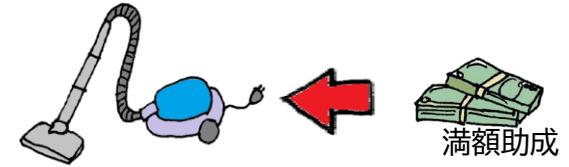
## (3) 減価償却（2年目～）

<借方>		<貸方>	
減価償却費	5万円	器具及び備品	5万円
国庫補助金等特別積立金	2万5千円	国庫補助金等特別積立金取崩額	2万5千円



もらった補助金15万円分を6年間に分けて2万5千円/年ずつ費用として償却していきます

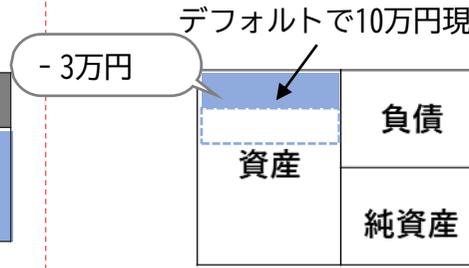
## ケース2：消耗器具備品（10万円以下）を購入する場合



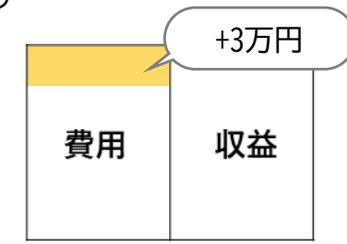
事例 3万円の掃除機を満額補助金で購入する場合

### (1) 掃除機購入

<借方>		<貸方>	
消耗器具備品費	3万円	現金預金	3万円



貸借対照表



事業活動計算書

### (2) 補助金受領

<借方>		<貸方>	
現金預金	3万円	施設整備等補助金収益	3万円



貸借対照表



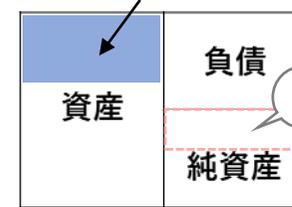
事業活動計算書

### (3) 国庫補助金等特別積立金の積立&取崩

<借方>		<貸方>	
国庫補助金等特別積立金積立額	3万円	国庫補助金等特別積立金	3万円

<借方>		<貸方>	
国庫補助金等特別積立金	3万円	国庫補助金等特別積立金取崩額	3万円

デフォルト10万円に戻る



貸借対照表



事業活動計算書

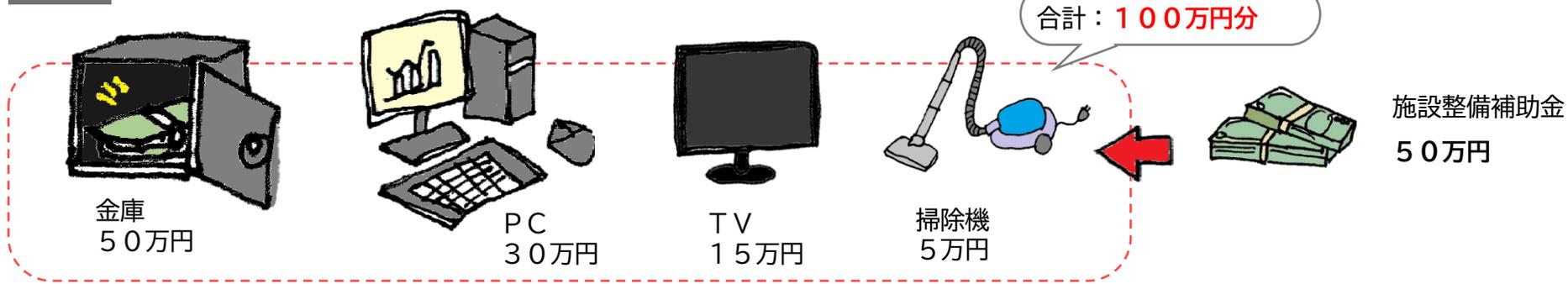
### Point

10万円未満の備品購入時に積立した「国庫補助金等特別積立金」は積立てすぐに取崩処理を行います。  
結果的にはもらった補助金が掃除機購入費用に使われたことと同じ会計処理になります。



# ケース3：1種類の補助金で複数の備品を購入する場合

事例 「施設整備補助金」を利用して複数の備品を購入する場合



## (1) 補助金受領

<借方>		<貸方>	
現金預金	50万円	施設整備等補助金収益	50万円
国庫補助金等特別積立金積立額	50万円	国庫補助金等特別積立金	50万円

## (2) 固定資産の取得

<借方>		<貸方>	
器具及び備品（金庫）	50万円	現金預金	95万円
器具及び備品（PC）	30万円		
器具及び備品（TV）	15万円		

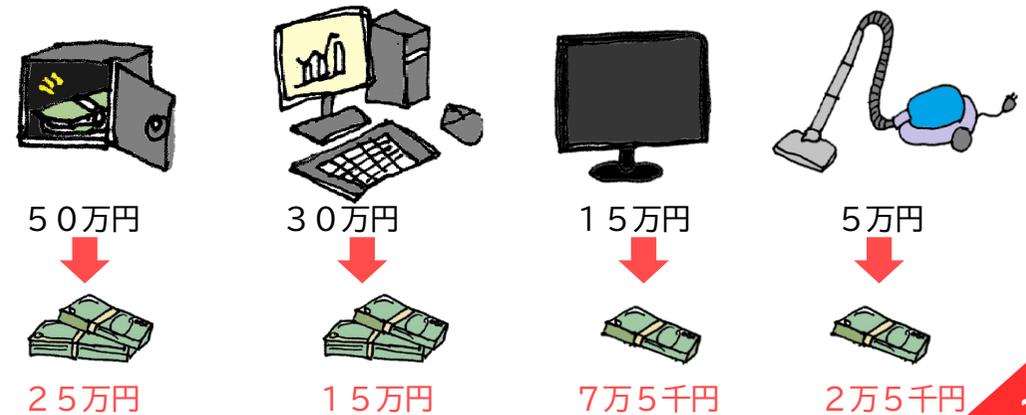
## (3) 消耗器具の購入

<借方>		<貸方>	
消耗器具備品費	5万円	現金預金	5万円
国庫補助金等特別積立金	2万5千円	国庫補助金等特別積立金取崩額	2万5千円

## Point

1つの補助金で複数の備品を購入する場合、補助金の影響は各備品の価額で按分して費用として計上していきます。今回のケースでは、掃除機のみ「費用」で処理するので購入時に「国庫補助金等特別積立金」を取崩します。

残りの備品は「固定資産」に計上するので、2年目以降、減価償却の際に按分した補助金を「国庫補助金等特別積立金取崩額」として徐々に費用化していきます



## 会計： ③純資産の制限について

### (社会福祉充実残額の考え方)

Summary

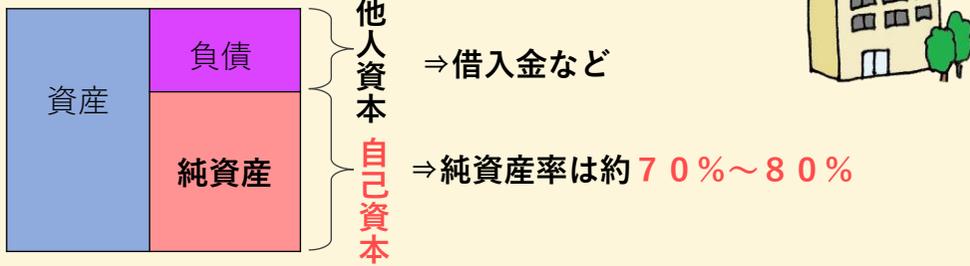
- ◆ 「純資産」の定義を確認します。(一般企業との比較による)
- ◆ 「社会福祉充実残額」はどのように発生するのか確認します。
- ◆ 「社会福祉充実残額」算定のポイントについて説明します。(控除対象財産とは)



# 純資産の考え方について

1.貸借対照表における純資産 純資産の定義は「資産」-「負債」です。株式会社などの営利法人と社会福祉法人では、純資産の構成がやや異なります。

## 社会福祉法人



事業活動計算書

基本金	費用	収益
国庫補助金等特別積立金		
その他積立金	次期繰越活動増減差額	繰越利益剰余金
次期繰越活動増減差額		

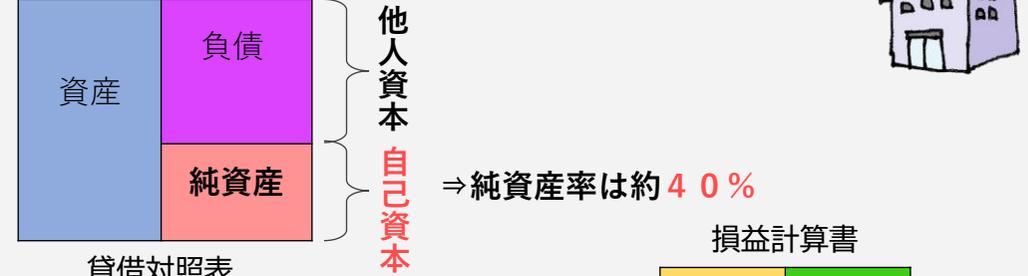
事業活動計算書

費用	収益
繰越利益剰余金	繰越利益剰余金

**ATTENTION**  
いわゆる「内部留保」できる分には制限があります！



## 株式会社

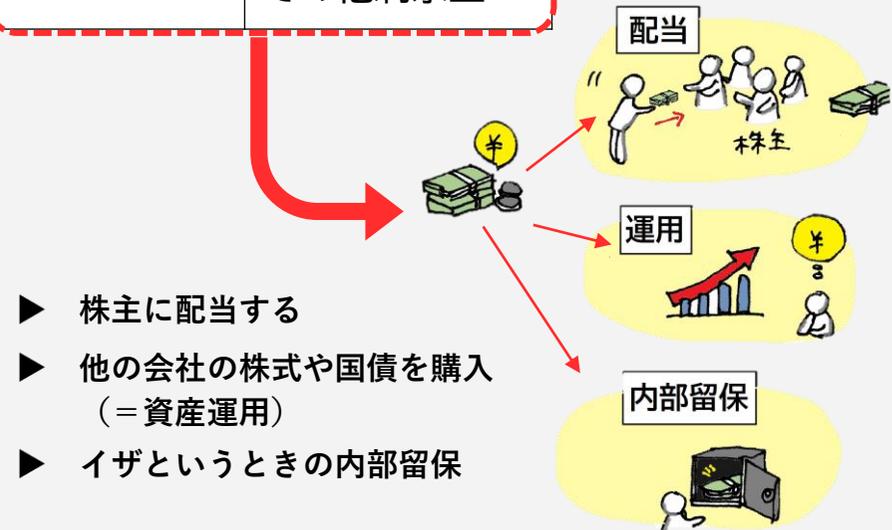


損益計算書

資本金	費用	収益
資本剰余金		
利益剰余金	繰越利益剰余金	繰越利益剰余金
繰越利益剰余金		
繰越利益剰余金	その他剰余金	その他剰余金
その他剰余金		

損益計算書

費用	収益
繰越利益剰余金	繰越利益剰余金





# 「社会福祉充実残額」における控除対象財産の判断ポイント

大区分	中区分	勘定科目の内容	控除対象の判別	理由・留意事項等
流動資産	現金預金	現金(硬貨、小切手、紙幣、郵便為替証書等)および預貯金(当座、普通、定期等)	-	最終的な使途目的が不明確な財産なので×
	有価証券	国債、地方債、株式などのうち時価の変動により利益を得ることを目的とする有価証券	-	
	事業未収金	事業収益に対する未収入金	-	
	未収金	事業収益以外の収益に対する未収入金	-	社会福祉事業用であることが明らかに見込まれるためOK
	未収補助金	施設整備、設備整備及び事業に係る補助金等の未収額	◎	
	未収収益	契約に基づき継続して役務の提供を行う場合、提供済みの役務に対しまだ支払を受けていないもの。	-	最終的な使途目的が不明確な財産なので×
	貯蔵品	消耗品等で未使用の物品。郵券、収入印紙など。	○	社会福祉事業用に使うものに限り、OK
	医薬品	医薬品の棚卸高	◎	社会福祉事業用であることが明らかに見込まれるためOK
	診療・療養費等材料	診療・療養費等材料の棚卸高	◎	
	給食用材料	給食用材料の棚卸高	◎	
	商品・製品	売買又は製造する物品の販売を目的として所有するもの	◎	
	立替金	一時的に立替払いをした場合の債権額	-	最終的な使途目的が不明確な財産なので×
	前払金	物品等の購入代金及び役務提供の対価の一部又は全部の前払額	○	社会福祉事業用に使うものに限り、OK
	前払費用	契約に基づき継続して役務の提供を受ける場合、まだ提供されていない役務に対し支払った分の対価	◎	費用化されるためOK
	1年以内回収予定 長期貸付金	長期貸付金のうち1年以内に入金の期限が到来するもの	◎	社会福祉事業用であることが明らかに見込まれるためOK
	短期貸付金	生計困窮者に対して無利子・低利で資金を融通する事業等で1年以内に入金の期限が到来するもの	◎	社会福祉事業用であることが明らかに見込まれるためOK
	仮払金	処理すべき科目又は金額が確定しない場合の支出額を一時的に処理する科目	○	社会福祉事業用に使うものに限り、OK
	その他の流動資産	上記に属さない債権等で、取得日の翌日から起算し1年以内に入金期限が到来するもの※ただし、金額の大きいものは独立の勘定科目にて処理することが望ましい。	○	
徴収不能引当金	未収金や受取手形について回収不能額を見積もったときの引当金	-	資産から控除済みのため×	

## 参考文献・資料など

- ▶ P.4 厚生労働省ホームページ（政策について＞分野別の政策一覧＞福祉・介護＞生活保護・福祉一般＞社会福祉法人制度）
- ▶ P.5 社会福祉法 第40条第4項・5項、第44条第6項・7項 指導監査ガイドラインⅠ-3-(1)-2、Ⅰ-4-(3)-1
- ▶ P.6 社会福祉法第42条、第45条の6
- ▶ P.8～10 社会福祉法第45条の9第10項、準用一般社団法人等法第194条、第45条の14、準用一般社団法人等法第96条
- ▶ P.12 社会福祉法第2条、26条
- ▶ P.13 社会福祉法第24条第2項、第26条、第55条の2第4項

厚生労働省ホームページ（政策について＞分野別の政策一覧＞福祉・介護＞生活保護・福祉一般＞地域における公益的な取り組み）

- ▶ P.14 社会福祉法第26条、定款例第35条備考②、社援企第35号「審査要領第13(1)」、指導監査ガイドラインⅡ-3、Ⅱ-4
- ▶ P.15 法人税法第2条13、国税庁ホームページ＞法令解釈通達、指導監査ガイドラインⅡ-4
- ▶ P.16 会計省令第7条第2項1号、指導監査ガイドラインⅢ-3-(3)、会計基準取扱いQ&A問21
- ▶ P.18～19 「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」9(2)、指導監査ガイドラインⅢ-3-(3)-3
- ▶ P.22～25 会計省令第6条第2項、「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い」9・10、「社会福祉法人会計基準の運用上の留意事項」14(1)ア、「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担(補助)について」(H17.10.5付厚労省社会・援護局福祉基盤課事務連絡)
- ▶ P.27 会計省令第26条第2項
- ▶ P.28～29 社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準(案)について(H28.11.11厚労省社会・援護局福祉基盤課事務連絡)
  
- ▶ 台東区公式ホームページ 社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導監査  
トップ＞健康・福祉＞社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導監査＞社会福祉法人

台東区 社会福祉法人指導検査

